



春の息吹き

今月の主な行事

- 1日 ・ 血圧測定 (9:00~11:00役場宿直室)
- ・ 健康教室 (9:30~12:00加草2区公民館)
- 2日 ・ 健康教室 (9:30~12:00庵川東公民館)
- 5日 ・ 朝市 (8:00~10:00)
- ・ 門川町女性会議実践発表大会 (婦人のつとめ18:00~中央公民館)
- ・ 防火の花配布及び防火バザー (8:00~10:00役場駐車場)
- 7日 ・ 心配ごと相談 (毎週火曜日9:00~12:00老人福祉館)
- ・ 婦人防火クラブ定例会 (19:30~役場)
- ・ 健康づくり講演 (中央公民館14:00~16:00胃の検診を受けた方へ)
- 8日 ・ 妊婦教室 (13:30~役場宿直室)
- ・ 地婦協定例会 (19:30~役場3F)
- 12日 ・ 健康づくり講演 (10:00~16:00健康体操武道館)
- 13日 ・ 3ヶ月児健康相談 (S63年12月生 受付 9:30~10:00役場1F会議室)
- 14日 ・ 中央高齢者学級 (9:30~中央公民館)
- ・ 西門川高齢者学級 (9:30~三ヶ瀬集落センター)

- 18日 ・ 中学校卒業式
- 19日 ・ 朝市 (8:00~10:00)
- 21日 **春分の日**
- 25日 ・ 小学校卒業式、小中学校修了式
- 26日 ・ 町地婦協大会 (9:00~勤労者体育センター)
- ・ 健康づくり歯科講演 (11:00~12:00勤労者体育センター)
- 27日 ・ 西門川児童館卒園式
- 28日 ・ 公立保育所卒園式
- 29日 ・ 南町・草川保育園卒園式
- 31日 ・ 地婦協新旧役員会 (19:30~役場3階)

2月1日現在人口

男	女	計	世帯数
8,887	10,037	18,924	5,641
(8,878)	(10,015)	(18,893)	(5,635)

()内は前月

春の全国火災予防運動

地域の女性 は 消防活動の担い手

「消防活動」というと、火に水をかけて消火することだけを思い浮かべがちですが、火を出さないようにする「予防活動」も、重要な消防活動の一つです。

全火災の約3割は、一般家庭で発生します。火事を未然に防ぎ、大切な人命や財産を守る

ために、いま、女性のグループが行う消防活動が注目されています。

火を取り扱う機会の多い女性、特に主婦の方々にその活動内容を参考にいただき、地域の火災予防の大きな担い手となってほしいものです。

その火 その時 すぐ始末



家庭で使用されている電気、ガス、石油器具などは、火災の危険を伴うものです。それらの正しい取り扱いなどについて防火研究を行い、火災予防につ

防火研究

火災を減らすためには、消防署を増やし、職員を増員すればいいというものではありません。自分の生命や財産は、自分で守るという意識もまた、火災をなくしていくうえで大切なことです。

防火活動を自分たちの手で

者であるみなさんも、近隣の仲間や友人たちと協力して、地域の防火活動の担い手となってみませんか。グループの活動内容としては、防火研究、初期消火訓練や防火教育などが挙げられます。なお、専門的な知識を必要とする活動は、消防署や消防団に協力を求めれば、必ず指導してくれま

初期消火訓練

初めから、初期消火をスムーズにできる人はいません。消火器の取り扱いや、小さいうちから火の消し方など、日ごろから訓練を行うことが、いざというとき役に立ちます。

防火教育

○消火器の正しい取り扱い方
○一―九番通報の仕方
○避難するときの注意事項
こういったことを回覧板で広報したり、防火座談会などを開

日常的な情報をグループのなかで集める

例えば、どこそこの家庭には寝たきりのおばあちゃんがいるとか、ケガや病気で動けない人がいるといった情報は、消防職員や消防団員の人にはなかなかわからないものです。日ごろ、そのような情報を集めていれば、実際に火災が起こったとき、正確な情報をいち早く消防職員などに知らせることができ

消防職員の活動内容

消火活動の中心となるのは、消防職員。昭和二十年以降、職員数は増え続け、当時は約三万人弱だったのが、昭和六十三年四月現在では、約十三万人となっています。消防職員は、火災の予防活動に努める一方で、専門的な消火訓練を受けたプロとしての活動に携わり、常にわたしたちの生命や財産を守っています。

消防団員の活動内容

昭和63年4月現在の消防団員数は、昭和20年代の約200万人から、半数の約100万人に減少しています。この理由としては、消防署の増加、装備の高度化、サラリーマン化(都市化)、過疎化などがあげられています。

消防団員は、初期消火に加え地震、風水害、林野火災などの大規模な災害防衛活動、さらに

日常の地域に密着したきめ細かな防災活動における活躍が期待されており、消防団員の果たす役割は、大きなものとなってきています。自分たちの生命や財産は自分たちで守るという意識を高めるために、また、ボランティアの消防グループの育成のために、その増員を目指す地域も増えて

平成元年 春季全国火災予防運動はじまる!

(期間/元成元年2月28日~元成元年3月13日)

自分の健康は、自分でつくろう

統一標語

「その火、その時、すぐ始末!!」

目的

この運動は、火災が発生しやすい気候となる時期を迎えるに当り、火災予防思想の一層の普及を図り、もって火災の発生を防止し、死傷事故や財産の損失を防ぐことを目的とする。

行事

○火災予防花の種子配布
場所 役場駐車場(日曜朝市)
期日 三月五日 午前八時

○防火ポスター展
場所 寿屋(日向市)
期日 二月二十五日、三月五日

○防火バザー
場所 役場駐車場(日曜朝市)
期日 三月五日



あなたも郷土を 消防団員に 守る なりませんか?

消防団は、自からの手で災害から郷土を守ろうとする精神に基づいて組織された団体であります。

本町の消防団員は昭和63年10月1日現在定数450人に対し実団員数383人と昭和31年4月の1、100人に比べて半分にあり、このため消防団の運営活動等に様々な影響を及ぼしております。特に風水害、林野火災等の大規模災害時には大

耳をそろえる

聴覚について関心を深めるため、昭和三十一年から実施されている「耳の日」は、ひな祭りと同じ三月三日。この日が「耳の日」とされた理由の一つは「三三」が「みみ」に通じるからだとされています。そういえば、算用数字で「33」と書くと、耳の形

に見えないでもありません。形が耳に似ているところから針の糸を通す穴は「針の耳」、鍋の取っ手は「鍋の耳」とも呼ばれました。いずれも、耳の穴の形や位置をうまくとらえた表現といえるでしょう。また、物のふちやへりを「耳」というケースとしては「小判の耳」、「豆腐の耳」、「パンの耳」などがあります。

「耳をそろえて百両」というときの「耳をそろえる」は、小判のへりをそろえ、枚数を確かめる意味に使われました。「耳を数える」も同義語です。小判が紙幣に変わっている現代では「耳をそろえて百万円」といおうとすると、しつだらけのお札でなく、手の切れそうな真新しいのをそろえなければならぬでしょう。

量の消防団員が動員され、災害防ぎよ活動に従事することはもちろんのこと必要かつ本来の職業を投げうって、災害から郷土を守るため献身的な活動を行っているのです。これも雇用者等の皆様が消防団活動に対しての御理解のたまものと感謝している次第であります。しかしながら、今日消防団の存在が地域住民の意識の中で徐々に稀薄化してきているのが現状であります。このような現状の中で消防団の必要性について再認識していただき、ますます地域の消防団と住民が一体となった防火防災の体制をお願いするものであります。

100パーセント納税でよりよい郷土 住みよい社会

【注意】
変更になります...



し尿汲取り
地域指定

四月一日より、し尿汲取り業者の地域割が次表の通りになりますので申込みの際はご留意の上、それぞれの指定業者に申込みをして下さい。

し尿汲取り業者の地域指定

東部地区	西部地区
平成西・南町1区・南町2区・南ヶ丘・旭町・尾末東・後向・下納屋・上納屋全区・加草全区・庵川西・庵川東・牧山・谷の山	松瀬・三ヶ瀬・上井野・大内原・小松・小園・城屋敷・中山・五十鈴・平城東・上町・本町・東栄町・西栄町・宮ヶ原・栄ヶ丘・竹名・中尾・中村
門川衛生社 ☎63-1415	首藤工務店 ☎63-1742

※この指定は、平成元年4月1日～平成3年3月31日の間です。尚、し尿汲取りについての申込みは、早目(2日～3日前)をお願いいたします。

ごみは正しく出しましょう

現在、皆さんの生活に直結するごみ問題は、ごみの増加やごみ質の変化、公害規制、処理場所、処理経費等により、大きな社会問題となっております。

幸い、本町におきましては、町民の皆さんのご協力とご理解により正しい「ごみ」処理の事業運営ができています。しかし、とすれば近頃、正しくない「ごみ」が見受けられるようになりまして。内一軒くらいが、自分一人くらいが、では「チリ」も積れば山となります。どうか、一人、一人が気を付けて、正しい「ごみ」の出し方について、尚一層のご協力とご理解をお願いいたします。

ごみの正しい出し方

- ①ごみは、決められた日に、決められた場所へ、決められた時間に出して下さい。当日の午前八時三〇分までに出して下さい。前日に出したりすると、犬や猫がごみ袋を破り、ごみが散乱し不衛生になります。又、近所の方が迷惑します。
- ②燃えるごみ、燃えないごみは必ず分別して下さい。燃えるごみに金属類やビニール、発泡スチロール等の燃えないごみが混入したり、燃えないごみに、燃えるごみが混入すると機械が破損したり公害が発生します。又、
- ③収集場へ出すごみは袋に必ず名前をハッキリと書いて下さい。ごみを出される方の責任と、燃えるごみ、燃えないごみの収集日を間違えて出されたり、分別の悪い場合等に排出者にすみやかに連絡処置していただくためです。
- ④粗大ごみ、土砂等は収集いたしません。本人が直接に清掃工場へ持ち込んで下さい。粗大ごみや大きなダンボール箱に

私達のごみは私達の手で



入れたごみは、収集車が小型のため、機械が巻き込みをすることが出来ません。又、土砂等は機械を破損します。⑤大量のごみは事前に清掃事務所と協議して下さい。地区一斉清掃、各種団体等で奉仕作業を行う場合、又は、家こわし等で大量のごみを持ち込むときは事前に連絡して下さい。⑥国民の祝日は、収集も工場も休みです。日曜日は収集は休みですが、工場への直接持ち込みはできます。時間は平常どおり午前八時三〇分～午後四時三〇分までです。

※連絡先
し尿関係
門川町衛生センター
TEL 六三一〇二三
ごみ関係
門川町清掃事務所
TEL 六三一五四三二

《平成元年度》 固定資産課税台帳 の 縦覧について

固定資産課税台帳の縦覧については、課税の公平を期するため、地方税法第415条第1項ただし書きの規定により、次のとおり納税者の皆様方の縦覧に供しますので、縦覧を希望される方は、役場税務課までおいで下さい。

- ◆ 縦覧期間
平成元年3月1日～平成元年3月20日まで
- ◆ 時間
午前8時30分～午後5時まで
- ◆ 場所
門川町役場税務課
(ただし日曜日、祝祭日、土曜日の午後を除きます)

町奨学金について

(受付・三月一日～三月三十一日まで)

平成元年度高校・大学の奨学生、若千名を「門川町奨学規程」に基づき、次の要領により受付いたします。

- 希望される方は、規定条文を熟読され、町教育委員会に備え付の書類により願書を提出下さい。
- 一、受付期間
平成元年三月一日から
平成元年三月三十一日まで
- 二、奨学生人員 若干名

門川町奨学規程(抜粋)

(目的)
第一条 この規定は、心身強健にして能力を有し、向学心を持ちながら家庭の経済的理由により修学困難な者に対し、学資の一部を貸与し教育の振興を図り、将来有能な社会人の育成に努めることを目的とする。

(資格)
第二条 前条による学資を貸与する学徒は、保護者が本町に住居を有し、将来においても住居を有する見込みの子弟で、公・私立の高等学校又は大学に学籍を有し、前条に該当する者に貸与する。

(奨学金の額)
第五条 奨学金の貸与額は次のとおりとする。
一、高等学校 月額七、〇〇〇円
二、大学 月額一五、〇〇〇円
(願出)
第七条 奨学生を志願する者は、保護者及び連帯保証人連署の次の書類を提出しなければならない。
一 奨学生願書
二 家庭状況調査書
三 学業成績証明書
四 入学許可証明書又は在学証明書
五 源泉徴収票
(選考)
第八条 奨学生の決定は、教育委員会が行う。
二 奨学生決定者には奨学金貸与決定書をもって通知する。
三 奨学生として許可された者は、規程を正しく守る旨の誓約書を直ちに提出しなければならない。

(奨学金の返還)
第十四条 奨学金の返還については、貸付期間の二倍の期間で返済しなければならぬ。
問い合わせ先
門川町教育委員会教育総務課
電話 六三一二四〇

保育所入園児追加募集

保育所は、地域の皆さんの強い要望によって児童福祉の理念のもとに設置されたその地域唯一の幼児のための保育施設です。両親が仕事・病気・出産・看護などのために、お子さんの保育ができない場合に家庭に代わって保育します。乳幼児期は、人格形成の基礎ともいふべき大切な時期です。園では、子供の発達に即した保育計画のもとに、一人ひとりの

成長発達を尊重しながら保育を進めています。いろいろな年齢の子供達がかわりあいながら、共に遊び生活する中で多くのことを学び身につけていきます。丈夫な体や自立心・思いやり、協調性など、保育所は子供さんの健やかな成長を願って、保育要領にもとづき保育に当たっています。

追加募集を行う保育所

- 草川保育園
 - 平城保育所
 - 門川保育所
 - 中央保育所
 - 五十鈴保育所
- 入所申込み・お問い合わせは各保育所か住民課厚生係へ

自分の健康は、自分でつくろう



住みよい地域づくり運動

実践報告

「日本一住みよい門川町」の実現をめざすためには、町と住民があくまで「意欲と連帯」によって、対処していくという、町民の自覚



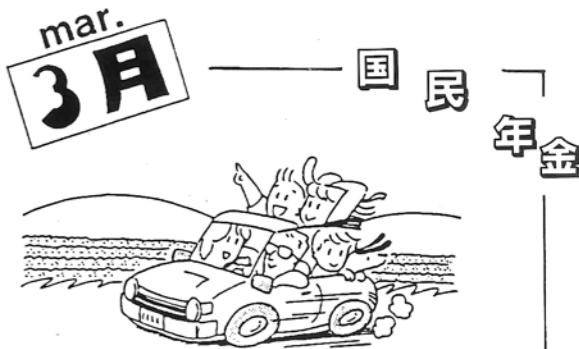
〈最優秀〉西門中 小谷浩幸くん

〈最優秀〉西門小 志田慶子さん

厚くお礼申し上げます。さて今日は、先に町民会議が実施致しました標語・ポスター等の入賞作品・氏名をお知らせします。

と責任を高める意識を喚起し実行していくため、この運動の一層の推進をめざし、第四回住みよい地域づくり町民推進大会を開催致しましたところ、五六名の多くの皆さんから参加していただき、盛会に有意義な大会ができましたことを厚くお礼申し上げます。

100パーセント納税でよりよい郷土 住みよい社会



平成元年四月から 保険料が変わります

昭和六十三年度の国民年金保険料は、月額七、七〇〇円でしたが、平成元年四月から三〇〇円引きあげられ、月額八、〇〇〇円になります。

四月に入って新しい納付書をお送りしますので、毎月納付してください。

なお、保険料をまとめて納める前納制度を利用されると便利です。

今年の四月から来年の三月までの、一年間の保険料を四月中

国民年金の

国民年金の保険料は、毎月納付することになっていきますので、三月末には六十三年度分（昭和六十三年四月から平成元年三月分まで）の国民年金保険料が、すべて納め終わっていることとなります。

保険料は

はないか、もう一度お確かめください。

保険料の納め忘れがあると、万一の事故のとき、障害基礎年金や遺族基礎年金が受けられないことがあります。

納めましたか

また、納め忘れのまま後から納めることができず、老齢基礎年金にも影響があります。もし、納めていない方がありましたら、今月末までに納めてくださいますようお願いいたします。

海技免状をお持ちの皆さんへ

○海技免状は、5年ごとに身体適性、知識、技能のチェックを受けて更新しましょう。有効期間満了日以前1年の間に更新を受けないと免状は失効します。

（更新の乗船履歴は、船員手帳等により明確に証明することとなり、更新手続き期間になりましたら、早目に運輸局等へおたずねください。）

「更新」と「旧四級小型船舶操縦士免状の引換え」のお知らせ

○免状が失効した方は、失効再交付講習を受講して再交付申請を行なって下さい。

○昭和49年5月26日、昭和58年4月29日まで取得した旧四級小型船舶操縦士の免状は、次表のとおり交付日に応じ、平成5年3月31日までの所定の期間に新免状に引換えてください。

○お問い合わせは、九州運輸局 船員部船舶職員課（093-332-8094）又は、最寄りの海運支局へ問い合わせ下さい。

旧四級小型船舶操縦士免状の交付を受けた日	新免状への引換え期間
昭和49年5月26日から 昭和50年12月31日まで	昭和63年4月1日から 平成元年3月31日まで
昭和51年1月1日から 昭和51年9月30日まで	平成元年4月1日から 平成2年3月31日まで
昭和51年10月1日から 昭和52年9月31日まで	平成2年4月1日から 平成3年3月31日まで
昭和52年10月1日から 昭和55年3月31日まで	平成3年4月1日から 平成4年3月31日まで
昭和55年4月1日から 昭和58年4月29日まで	平成4年4月1日から 平成5年3月31日まで



門川短歌会 二月作品

波状なす鴨の群れわが庭のくろが
ねもちの実啄はみては去る 赤沢 千年

棟上げにも立てたる吹き流し屋
根に目出たく翻りおり 岩切 和風

春をまつ畦焼きの煙りたちこむる
迫々の田は耕されいて 西村八重子

山里の何も動かぬ冬景色白鷺一羽
白き弧をかく 松下 成幸

孫二人かこみて親子六人の吾が家

はサザエさん一家のごとしも 金丸松夫

東南風吹く朝日に梅の名残り散る
吾が庭に聞く春の足音 後藤 広清

悔いの無く老いんと思ひ霧島の硫
黄漂う宿につきたり 桜井喜美子

数々の思ひ出残し年は明け春まだ
浅しきさらぎの風 新田カヲル

切符買ふ通勤客とも馴染みきて家
庭のことなど語るひととき 佐藤 寛

一、ポスターの部

- 最優秀 西門中 小谷 浩幸
- 秀 西門小 志田 慶子
- 秀 門川小 甲斐 祥宏
- 秀 尾崎 康顕
- 秀 吉田 耕彦
- 秀 水永 吉紀
- 秀 田中 知佐
- 秀 萩原 岳
- 秀 草川小 牧野 博之

二、作文の部

- 最優秀 西門小 黒木 崇史
- 秀 門川小 浜本 あい
- 秀 黒木 華子
- 秀 草川小 山田 雅彦
- 秀 黒木美由紀
- 秀 三ヶ瀬 鍋島美佐子

三、標語の部（一般）

- 最優秀 西門町 桜井喜美子
- 秀 「実践で示そう住みよい町づくり」
- 秀 平城西 江藤 栄
- 秀 「地域の輪広げて住みよい町づくり」
- 秀 東栄町 黒木 実
- 秀 「明日を呼ぶあなた主役の町づくり」
- 秀 西門小 鍋島 清人
- 秀 「町づくりみんなが主役だ」

◎〔小・中学生の部〕

- 最優秀 西門小 鍋島 清人
- 秀 「町づくりみんなが主役だ」

◎〔中学生の部〕

- 最優秀 西門小 藤田 弥生
- 秀 「川も海も生きているんです。わたしたちのように」
- 秀 草川小 黒木 誠一
- 秀 「故郷のやさしい笑顔に会える町かどがわ」
- 秀 草川小 和田 常久
- 秀 「住みよい町もあなたがいのでつくれます」
- 秀 草川小 澄本 省吾
- 秀 「町づくりあなたがつくるま心で」
- 秀 草川小 浜田 京子
- 秀 「ちりをすてるときれない町がこわれるよ」
- 秀 草川小 和田 常久
- 秀 「住みよい町もあなたがいのでつくれます」
- 秀 草川小 澄本 省吾
- 秀 「町づくりあなたがつくるま心で」
- 秀 草川小 黒木 誠一
- 秀 「故郷のやさしい笑顔に会える町かどがわ」

聴覚障害者の皆さんへ

身体障害者の皆さんには、社会活動を容易にするため、補聴器・義肢・装具・車椅子などを公費で交付又は修理する制度がありますが、この度



補聴器の交付・修理を行う県の委託業者に、本町の次の方々が県の指定を受けられましたのでお知らせいたします。

- 門川町本町 奈須メカネ店
- 門川町東栄 カワノ時計店
- 門川町身体障害者福祉協議会

臨時福祉特別給付金が支給されます

◎申請書は**3月25日**までに

—詳しくは、住民課厚生係へ—

- 一、支給額
支給対象者一人につき
一万円
- 二、支給対象者
- 平成元年二月一日（以下基準日）において、本年二月分の次のいずれかの年金又は手当を受給できる方
 - ① 老齢福祉年金
 - ② 障害基礎年金のうち旧障害福祉年金に相当するもの（年金証書の記号番号の左から五桁目と六桁目が「63」又は「26」に該当するもの）
 - ③ 遺族基礎年金のうち旧母子・準母子福祉年金に相当するもの（年金証書の左から五桁目と六桁目が「27」又は「28」に該当するもの）
 - ④ 児童扶養手当
 - ⑤ 障害児福祉手当
 - ⑥ 特別障害者手当
 - ⑦ 福祉手当（経過措置分）
 - ⑧ 原爆被爆者諸手当
- (2) 基準日において本年2月分の特別児童扶養手当の支給対象となる障害児の方
- (3) 基準日において七〇歳以上の

自分の健康は、自分でつくろう

臨時福祉給付金

方（大正八年二月一日以前に生まれた方）で町民税非課税世帯に属する方

……高齢者御本人又は高齢者御本人の生計を維持している方が昭和六十三年度分の町民税を課税されていない場合がこれに該当します。

(4) 上記(1)～(3)に該当する場合でも、基準日において生活保護を受けている方や社会福祉施設に入所されている方などについてはそれぞれの制度において別に対応措置がとられるため、福祉給付金は支給されません。

申請の方法

臨時福祉特別給付金の支給を受けようとする方は、臨時福祉特別給付金受給申請書（申請書の用紙は支給対象予定者に直接郵送しま

臨時介護福祉金

一、支給額
支給対象者一人につき
五万円

二、支給対象者

(1) 基準日において生活保護を受けている方が、あるいは町民税非課税世帯又は均等割のみ課税世帯に属している方で次のいずれかに該当する方

① 基準日において六ヶ月以上（昭和六十三年八月一日以前から）継続して、ねたきり又は痴呆等の状態にあるため常時の介護を必要としている六十五歳以上の方（大正十三年二月一日以前に生まれた方）

（2）ただし、基準日において、病院、老人保健施設に継続して三ヶ月を超えて入院（昭和六十三年十月三十一日以前から入院）している方、特別養護老人ホームなどの社会福祉施設に入所している方、里親に委託されている方や養護委託者に委託されている方には介護福祉金は支給されません。

最低賃金

◎最低賃金が改定されました。
◎最低賃金は、すべての労働者に適用されます。
最低賃金には、特定の産業に適用される産業別最低賃金とそれ以外の産業に適用される宮崎県最低賃金があります。
適用される最低賃金額を良く確認し、最低賃金を守りましょう。

詳細は、延岡労働基準監督署
☎0982-3413331 又は
宮崎労働基準局賃金課☎0985-2412205 までお問合せ下さい。

警告

気をつけて下さい。

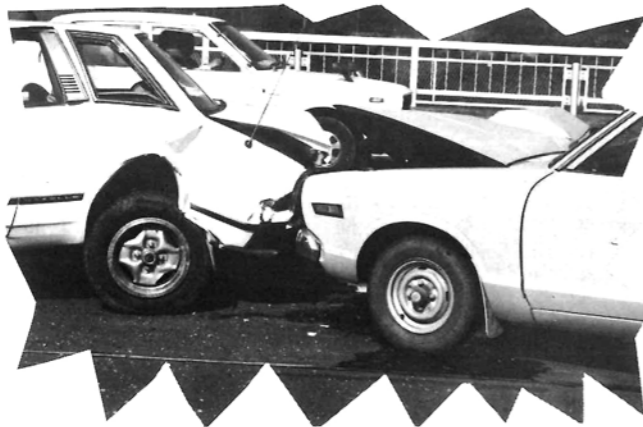
交通事故の1割以上は

「初心運転者」です。

昭和六十三年中に発生した県内の交通事故は、五、四〇一件、死者九五五人、負傷者六、四四一人と、いずれも前年に比べ増加しています。

その中で、運転経験一年未満のいわゆる初心運転者の加害事故が、全事故件数の一割以上を占める五七五件発生し、一四一人が死亡、七三一人の方が負傷しています。

初心運転者の事故原因は、スピードの出し過ぎや、運転未熟による運転操作の誤り、安全不確認などです。



初心運転者の方へお知らせ

初心運転者の交通事故を防止するため、初心運転者安全講習が実施されています。最寄りの警察署、交通安全協会から、通知がありましたら、必ず受講するようにしましょう。

優良運転者に優遇措置を!

日向警察署長

日向地区交通安全協会会長

● 昨年の全国の交通事故者は一万人を突破しました。本県でも交通事故の被害者は前年より増加し、本年は更に優慮される事態となっています。

● 県下の運転免許取得者も六十万万人を超えた今日、県民一人ひとりが交通事故防止に力を合わせねば悲劇は増大の一途をたどりません。

● 警察本部では、交通事故防止対策の一つとして「悪質運転者には厳しく優良運転者には賞揚を」の方針をとっており、本年から「長期間無事故・無違反者で表彰を受けている優良運転者が、うっかり違反事故で行政処分（免許の取消や停止）を受ける場合は、処分の軽減を考慮する。」ことになりました。

◎ 行政処分の軽減の対象となる運転者は次のとおりです。

一、十年以上、無事故・無違反で、交通安全活動に積極的に参加し、県警察本部長と県交通安全協会会長連名の表彰、あるいは、警察署長と地区交通安全協会会長連名の表彰を受けている人。

二、十年以上、無事故・無違反者で、交通安全活動にも協力し、いわゆる「ミニ表彰」を受けている人。

※注・ミニ表彰とは、運転者個人が、資料（自動車安全運転センターの発行するSDカード）を添えて、地区交通安全協会に自主申請し、審査がパスしたとき、警察署長と地区交通安全協会会長が連名で運転免許証大の表彰状を贈呈する制度。

● 運転者の皆さん、悲惨な交通事故を防止するため、今日も明日も安全運転を心がけ、記録に挑戦してください。

● 表彰に関する問い合わせは、所属される地区交通安全協会にお尋ねください。

最低賃金制度

国が賃金の最低限度を定め、事業者に対して、それより低い賃金を労働者に支払ってはならないとする制度です。

もし、使用者が、最低賃金額より低い賃金を支払ったときは、処罰の対象となります。また、仮に最低賃金額より低い賃金を労働者使用のうえで定めても、それは無効とされ、最低賃金と同じ定めをしたものとみなされます。わが国の最低賃金制度は、昭和三十四年の最低賃金法の制定によりスタートしました。今日では、各都道府県ごとに、すべての労働者を対象とする地域別（都道府県別）最低賃金と、特定の産業の労働者を対象とする産業別最低賃金があり、賃金労働者の労働条件の改善を図っています。

なお、地域別と産業別の両方の最低賃金が同時に適用される場合には、どちらか高いほうが適用されます。

最低賃金の額は、最低賃金審議会で、「労働者の生計費」「類似の労働者の賃金」「通常の事業の賃金支払能力」を考慮して決められます。

その火、その時、すぐ始末

100パーセント納税でよりよい郷土 住みよい社会

計量器の「定期検査(三年毎一回)」が実施されます

今年計量器の「定期検査」の年です。

計量法第139条により、3年に「1回」知事の指定する日に、検査を受けなければなりません。(前回は昭和61年に行なわれました。)

ご承知のとおり、「計量器」「ハカリ」を「商取引及び証明行為等」に使用される者は検査を受けることが法律で定められています。

次にその概要を説明致します。

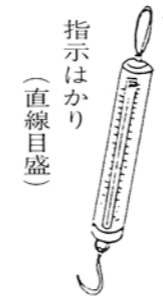
- ・検査の対象となる計量器)
 - ・商売(行商)等で使用されるはかり
 - ・農家の使用している庭先取引に用いるはかり
 - ・官公庁で用いるはかり
 - ・病院・薬局等で用いる調剤用のはかり

このような計量器については、すべて検査の対象になります。

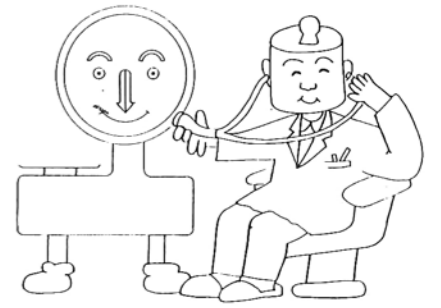
(事前調査)
平成元年2月23日～3月20日

定期検査は事前調査に基づいて実施されますが、この「定期検査の事前調査」を地区会長さんへお願いして行なっていますので、該当者はもれなく記入されるようお願い致します。

(定期検査の時・場所)
7月10日(月) 午後1時～午後4時
7月11日(火) 午前9時～午後4時
門川町役場(車庫内)



指示はかり (直線目盛)



定期検査はハカリの健康診断です

門川町役場(車庫内)
7月12日(水)
午前9時30分～正午
日向農協西門川支所

※尚、詳細については門川町商工水産課にお問い合わせ下さい。



本町でも悪質な訪問販売は後を断ちません。

年末年始には布団、消火器、健康器具などで、被害が発生し、その被害者の年齢も若年者から高齢者まで広範囲で、セールの複雑化がうかがわれます。

また、最近では、無意味な寄付を募ることも有り、人の優しさにつけこんだ、卑怯な手口も見つけられます。

本町では、こういった悪質な訪問販売からの被害を減少させるため、ステッカーを作成、各家庭へ配布いたします。

●甘い言葉での誘いにのる前によく考え、家族や近所に相談して購入されることをお勧めいたします。また、左記のくらしのアドバイザー、延岡消費生活センターでも相談に応じますのでお気がるにご連絡下さい。

〇くらしのアドバイザー
高野 貞子 栄ヶ丘 63-5752
川崎ユリ子 加草 63-4805
河野マキノ 西栄町 63-2234
宮田 治子 平城東 63-5500

延岡地方消費生活センター
延岡市本小路39の3
0982-31-0098
0099

町商工水産課
63-1140内34

悪徳商法 撲滅ステッカーができました。



図書室 だより



甲乙つけがたい素晴らしい出来映えでしたが、審査の結果、次の方が入賞しました。

最優秀賞
峯 優子(草川小三年)
横木 麻子(門川小四年)

優秀賞
金丸 康平(門川小一年)
水永 久美(五十鈴小二年)
安田 純子(五十鈴小三年)
早瀬 政彦(門川小四年)
松田 洋典(松瀬分校五年)
小田 直美(門川小六年)

贈書お礼
次の方々から、中央公民館図書室へご寄贈がありました。厚くお礼申し上げます。

平城西 黒田二三男様
南町一区 佐藤辰平様
西栄町 谷川国男様

※谷川さんは、自費出版の句集「ちゃんちゃんこ」を特別に寄贈いただきました。

門川町教育委員会主催の第六回読書発表会を、二月十二日(日)午前九時より、図書室二階のホールで行いました。

町内小学校から三十六名出場して、低学年から順にひとりずつ演壇で、暗唱した童話や物語を堂々と発表しました。みんな



自分の健康は、

町レクリエーション同好会では、春の訪れを満喫しようと左記のとおり「ふれあいレクダンスのタベ」を企画致しました。

今回は、日向レク協会の新名

ふれあいレクダンスのタベ



ご案内

春の訪れをー 身体いっぱい味わいましょう。お待ちしております。

◆3月29日 ◆7じより(午後) ◆中央公民館

寒さのために活動力を奪われていました。野原や山々の木立も、春の訪れとともにいつせいに芽を吹き、活動開始です。

私達も寒いと部屋に閉じこもりがちでしたが、三月の声を聞きますと自然と身体を動かしたくなります。それに身体を動かすことによって健康を保ち、楽しく幸福な生活を営むこともできます。

町レクリエーション同好会では、春の訪れを満喫しようと左記のとおり「ふれあいレクダンスのタベ」を企画致しました。

今回は、日向レク協会の新名

主催 門川町レクリエーション同好会
会場 門川町中央公民館
参加費 一人百円
連絡先 日高信義 0982-5643

門川サルビア俳句会

初市の指先まっくら袋糶り 後藤 玉喜
一月や平成元号暮ひらく 戸高 昌之
初東風の海の汚れを恐れけり 谷川 童夢
大きくしゃみ風が芽を出す喉仏 星本 花泉
頸骨のとがる男も来て焚火 佐藤 定光
不器用に祀る翁の舟飾り 小野タケ子
学歴のなきをなげきて寒鴉 太田 宇朗
お降りは東の間にして照葉樹 山本 義雄
喪の国旗たたみて十日恵比須講 佐藤 秋子
見るもの何も変らぬ去年今年 後藤 ワイ
訛濃き母郷にしがれ聴く夜かな 甲斐 芳枝
限りなき未来を信じ初日記 日高 睦美
河豚せり値決むる袋の中の指 河野白陽子
子ら発ちし部屋の広さや松納め 松本 貞夫
あぶり絵に何も出で来ず雪催 寺尾 京子
見た夢は話せぬことよ宝船 松本きよし

自分でつくろう

おねがい

ピアノ寄贈について

御承知のとおり本町にシルバークォラス（カトレア）が誕生し、活動されております。つきましては、今後さらに会員増が見込まれ、練習会場が中央公民館ステージでは狭く、練習が思うようにできない状況です。そこで練習会場を、図書室二階に移動せざるを得なくなりました。

いろいろな面で支障があります。そこで古いものでもピアノがほしいという声が増えてまいりました。もし御家庭にお譲り戴けるピアノがございましたら御連絡下さいますようお願い致します。

連絡先

門川町教育委員会

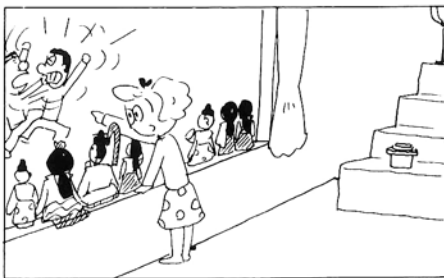
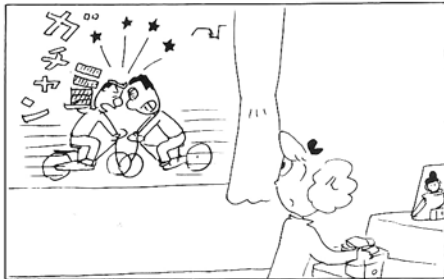
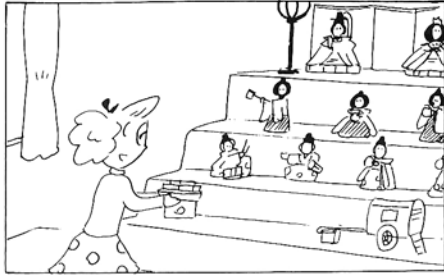
社会教育課

☎ 63-1140

内線40・41

さわやか君

西村 宗



ごめい福を祈る

住所	氏名	年齢
本町	平島トヨコ	58
宮ヶ原	竹田ミヨシ	69
本町	安田 勤	57
加草四区	田吹 正直	60
中尾	中村 進	65
東栄町	吉田三次郎	86
宮ヶ原	黒木 林	67
庵川東	児玉タケノ	81
大内原	瀧口 タマ	95
加草三区	興梶 譽男	71
加草二区	種子田ケサノ	87
庵川西	黒木 タカ	76
宮ヶ原	古谷ツボミ	64
南町一区	大久保春彌	85
庵川西	黒田シヅコ	75

寄附お礼

香典返しのかわりに、社会福祉事業にと御寄附をいただきました。ここに厚くお礼を申し上げますと共に故人の御冥福を心からお祈り申し上げます。尚使途につきましては、その主旨にそいまして、社会福祉事業に活用させていただきますと存じます。

参万円	上井野 黒木 浩二殿	(は故人)
参万円	三ヶ瀬 榎本 勉殿	(キミノ)
参万円	東栄町 吉田シゲ才殿	(三次郎)
参万円	中尾 中村ヒサヨ殿	(進)
参万円	庵川西 北嶋恵美子殿	(久夫)
参万円	大内原 瀧口 富夫殿	(タマ)
参万円	庵川西 黒木 般夫殿	(タカ)
参万円	加草二区 種子田睦美殿	(ケサノ)
参万円	加草四区 田吹美沙子殿	(正直)
参万円	加草五区 山田 良殿	(児玉タケノ)
参万円	中村 甲斐 久光殿	(アサコ)

参万円	平城東 米良ハスエ殿	(幹男)
参万円	上町 黒木 萬義殿	(サトエ)
参万円	下納屋 廣本 猛殿	(ヤク)
参万円	南町一区 富高信子殿	(廣瀬秀子)
参万円	宮ヶ原 黒木 秀子殿	(林)
参万円	本町 安田サダ子殿	(勤)
参万円	東栄町 吉田シゲ才殿	(三次郎)
参万円	中尾 中村ヒサヨ殿	(進)
参万円	庵川西 北嶋恵美子殿	(久夫)
参万円	大内原 瀧口 富夫殿	(タマ)
参万円	庵川西 黒木 般夫殿	(タカ)
参万円	加草二区 種子田睦美殿	(ケサノ)
参万円	加草四区 田吹美沙子殿	(正直)
参万円	加草五区 山田 良殿	(児玉タケノ)
参万円	中村 甲斐 久光殿	(アサコ)

締切日(二月十六日迄受付分)
社会福祉法人 門川町社会福祉協議会